

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	公営住宅事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和市は、公営住宅事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大和市長

公表日

令和1年6月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅事務
②事務の概要	大和市では、公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行なっている。公営住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法の規定に従い、入居からの収入申告等に基づき、月各家賃や敷金を決定する。また、家賃の収滞納や入居者の適正な管理を実施している。
③システムの名称	・公営住宅システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル、駐車場情報ファイル、家賃算定ファイル、一括処理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第19の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 第31の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	街づくり施設部街づくり総務課
②所属長の役職名	街づくり総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 大和市下鶴間一丁目1番1号 046-260-5334
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	街づくり施設部街づくり総務課 大和市下鶴間一丁目1番1号 046-260-5422

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月24日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	街づくり総務課長 内田 昌安	街づくり総務課長 雨宮 貴人	事後	
平成28年6月24日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部総務課	総務部総務課 大和市下鶴間一丁目1-1 046-260-5334	事後	
平成28年6月24日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務部総務課	街づくり計画部街づくり総務課 大和市下鶴間一丁目1-1 046-260-5422	事後	
平成29年7月10日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	街づくり総務課長 雨宮 貴人	街づくり総務課長 財津 保真	事後	
平成30年7月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	入居者からの収入申告に基づき	入居者からの収入申告等に基づき	事後	
令和1年6月4日	IVリスク対策		評価書の様式変更に伴い、記載項目を追加	事後	
令和1年6月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	街づくり総務課長 財津 保真	街づくり総務課長	事後	
令和1年6月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和3年8月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	街づくり計画部街づくり総務課	街づくり施設部街づくり総務課	事後	
令和3年8月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	街づくり計画部街づくり総務課 大和市下鶴間一丁目1番1号 046-260-5422	街づくり施設部街づくり総務課 大和市下鶴間一丁目1番1号 046-260-5422	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明